

神戸国際大学リハビリテーション学研究所規程

(設 置)

第1条 神戸国際大学学則第40条の5に基づき、神戸国際大学（以下「本学」という。）に神戸国際大学リハビリテーション学研究所を置く。

(目 的)

第2条 リハビリテーション学研究所は、国際的な視野に立って、リハビリテーション学について研究・調査し、他の研究機関との交流を図り、健康に関する学際的、総合的な研究を推進し、本学の学術研究水準の向上と地域社会における健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 リハビリテーション学研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プロジェクトチームによる研究・調査
- (2) 内外の学会及び研究機関との協力
- (3) 資料の収集・整理及び保管
- (4) 研究成果等の刊行
- (5) 研究会・講演会の開催
- (6) 学外機関の委託による研究・調査
- (7) 本学教員の研究及び調査活動の促進
- (8) その他、必要な事項

(著作権)

第4条 刊行した書籍、出版物の著作権は、リハビリテーション学研究所にある。

(組 織)

第5条 リハビリテーション学研究所は、次の各号の構成員をもって組織する。

- (1) 所 長 1名
- (2) 研究員 若干名
- (3) その他の職員 若干名

2. リハビリテーション学研究所は、必要に応じ、客員教授、客員研究員及び委嘱研究員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は本学リハビリテーション学部専任教員のうちから学長が推薦し、常務理事会において決定する。

2. 所長はリハビリテーション学研究所を代表し、所務を統轄する。
3. 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員)

第7条 研究員は、本学リハビリテーション学部の専任教員のうちから、所長が推薦し、学長が選考する。

2. 研究員は、プロジェクトチームの構成員として、研究所において研究・調査業務を兼務するものとする。

(その他の職員)

第8条 その他の職員は、所長の命をうけて研究補助業務又は事務に従事する。

(客員教授・客員研究員及び委嘱研究員)

第9条 客員教授・客員研究員は、学外の研究者でリハビリテーション学研究所の研究・調査のため、その協力を依頼する必要がある場合、所長と協議のうえ、学長が推薦し、常務理事会が決定する。

2. 委嘱研究員については、別に定める。

(リハビリテーション学研究所運営委員会)

第10条 リハビリテーション学研究所の管理運営に関する必要な事項を審議するため、リハビリテーション学研究所に運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 第13条第1項に定める各プロジェクトチーム代表者
- (3) 研究員のうちから必要に応じて学長が委嘱した者、若干名

(運営委員会の審議事項)

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究・調査計画の企画、立案、調整に関する事項
- (2) 共同研究に関する事項
- (3) リハビリテーション学研究所の諸規則に関する事項
- (4) その他、リハビリテーション学研究所の管理運営に必要な事項

(運営委員会の運営)

第12条 運営委員会は所長が招集し、その議長となる。

2. 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意によって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(研究・調査の推進)

第13条 リハビリテーション学研究所の研究・調査を推進するため、研究員及び客員教授・客員研究員・委嘱研究員をもって組織するプロジェクトチームを置く。

2. プロジェクトチームは、共同研究を行うものとして、その研究テーマ、代表者及び構成員については、運営委員会の議を経て学長が決定する。

3. プロジェクトチームの代表者は複数のプロジェクトチームの代表を兼務することができない。

4. プロジェクトチームの活動年数は原則2年とする。但し、運営委員会の議を経て学長は短縮又は更新することができる。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、リハビリテーション学研究所の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て学長が決定する。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2009（平成 21）年 6 月 1 日から施行する。
2. この規程は、2010（平成 22）年 6 月 1 日から改正施行する。
3. この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から改正施行する。